

ロック言語論と「プライベート性」の問題

一ノ瀬 正 樹

1 私的言語

ここで私は、ジョン・ロックの言語哲学に即しながら、私たちの言語に属するように思われる、ある種の「プライベート性」について、さしあたりラフではあるが、一つの見方を提示したい。ここでの目標を予め述べておけば、次の三つになる。(1)ロック言語論がいわゆる「私的言語論」(private language theory)を支持するものであるかどうかという問いを提起し吟味すること、(2)その問いを、とりわけ「混合様相」(mixed modes)の「名前」の問題に焦点を合わせて、ロックの「私的所有(私的財産)」(private property)論に突き合わせて論じること、(3)そして、私の議論をいわゆる私的所有の一形態である「知的財産権」(intellectual property)の問題に適用してみること、この三つである。

まず、ヴァイトゲンシュタインによって知られることになった「私的言語論」とは何か、と問うことから始めよう。それは次のような主張だろうか。「言葉の意味とは話者の心の中にある何かであり、したがってそれらの意味は他者には完全かつ本来的に接近不可能であり、そうした意味で「私的」である」。こうした考え方の何が問題なのだろうか。この主張は、言語的交流が完璧に不可能であるということを含意するのだろうか。たしかに、このような私的

言語説には何か奇怪な要素が存するように思われる。

例を挙げて論を進めていこう。「グダニスク」(Gdansk)という固有名詞の言葉を取り上げてみる。この言葉の意味は何だろうか。おそらく、「ポーランド北部の、バルト海に面する、かつてはダンツィヒと呼ばれていた都市で、哲学者ショーペンハウアーの生誕地」といった辺りだろうか。実は私は2018年11月にグダニスクを訪れたので、その風景をビジュアルに思い描くことができる。しかし、当然ながら、そうした風景の想起は、グダニスクを訪れたことがない人々には発生しない。けれども、厳密に言えば、グダニスクを訪問したことがある人々、いやグダニスクに住んでいる人々でさえ、「グダニスク」という言葉の意味をそれぞれ異なった仕方では理解していると考えられる。つまり、そうした人々でさえ、「グダニスク」の意味を彼ら各人の個人的なあるいは私的な経験の多様性に応じて、さまざまに表象しているはずなのである。これは、まことに自然な現象である。実際、こうした個人的経験に依存する形で都市の名前の意味が理解されているという現象こそが、「紀行文」が文学のジャンルとして意味をなしていることの根拠なのだと思う。このことは何を示唆するだろうか。もしこうした現象が「私的言語論」を根拠づけるとするならば、私的言語論は奇妙なものでも何でもない、ということになる。

加えて同時に、「グダニスク」という言葉・名前の意味の表象が人によってそれぞれ異なっているとしても、私たちはこの名前を用いて互いにコミュニケーションを取ることができる。つまり、それがポーランド北部の都市の名であるという大まかな理解において合致している限り、理解し合えるのである。

もう一つ例を積み上げていこう。次は固有名ではなく、理論の名前の例である。たとえば、「功利主義」(utilitarianism) (私は「大福主義」と呼んでいる)の意味は何だろうか。多くの方々、あるいは研究者の方々が容易に気づくように、「大福主義」をどう理解するかは完全に人によって異なっており、実際、この言葉はほぼ無限に多様な仕方で解釈されているとさえ言いたくなるほどである。通常の場合、哲学に馴染みのない人々は大福主義と利

己主義を混同する傾向にあるし、また、大福主義を経済的・金銭的利益のみに重要性を置く理論であるとさえ解釈している節がある。とんでもない誤解である。

また他方で、義務論的な倫理学説を好む多くの哲学者たちは、大福主義というのは、社会全体の幸福量に焦点を当てることによって私たち個人個人の尊厳を軽視すると主張する傾向にある。その際、一人の人のいのちを犠牲にすることによって多くの人々のいのちを救うという、「トロリー問題」型の思考実験に訴えて、大福主義ではそのように一人一人のいのちは全体の幸福のために埋没させられるとして、大福主義批判をすることが多い。このような批判が依然として提起されるというのは、まことに悲劇的なことである。たとえば、ヘア流の選好功利主義・選好大福主義 (preference utilitarianism) の立場に立てば、多くの人々が個人の尊厳を重視することを選好するならば、個人の尊厳を重視することが人々の倫理的満足感をもたらし、大福主義的に正当化されるのである。大福主義と個人の尊厳は決して背反しない¹⁾。

いずれにせよ、しかし、私たちは、大福主義とは幸福を強調する倫理学の立場のことを意味している、と大まかに同意することによって互いにコミュニケーションをすることに基本的には成功している。すなわち、言葉の意味を理解・表象することが私たちの経験に依存しているという意味において本来的にプライバシーであり個人的なものであることは絶対的に正しいと言えるのだが、同時に、私たちの言語的なコミュニケーションは大体において成立しており、私たちはそれによってスムーズに日常生活を送れている、ということなのである。

2 プライベート性と公共性

では、なぜ「私的言語」という問題が論すべき課題として提起されるのだろうか。この点について、私が理解し

ている理由は次のようである。すなわち、多くの人々、とりわけ多くの哲学者たちが、私的言語は深刻な問題である、と問題提起をするとき、おそらくその根底には、「プライバシー性」(privacy、私秘性)と「公共性」(publicness)とは互いに背反である、と確として思い込んでしまっている、という事情があるのではないだろうか。そのように思い込むと、私的言語を認めてしまうと、公共的なコミュニケーションの可能性が閉ざされてしまうと、そのように論じる方向に考えが進んでいくのだろう。

けれども、すでに示唆したことからも分かるだろうが、私たちは公共的な空間でプライバシーな仕方で行動するときがあるし、また、プライバシーな空間で公共的な活動を企てることも全然不思議でない。このような日常的レベルで考えると、「プライバシー性」と「公共性」というのは両立可能なのではないかと、とする別の議論展開が示唆されてくる。私は、こうした別の議論展開こそ、私たちの言語使用に誠実に即した道筋なのではないかと考える。すなわち、「プライバシー性」と「公共性」の間の関係は実は「量的問題」(a matter of quantity)なのであり、したがって「どのくらいプライバシーなのか」、「どのくらい公共的なのか」という問いこそが提起されるべきなのではないか、と私には思われるのである。

一例を挙げてみよう。「反事実的」(counterfactual)という言葉はネルソン・グッドマンによって最初に造語された。最初は、「反」(counter)も「事実的」(factual)も公共的に理解可能な語ではあるとしても、「反事実的」はグッドマンにとって相応にプライバシーなものだっただろう。しかし、依然として哲学の教育を受けてきた人々に限定されるかもしれないとしても、徐々に、「反事実的」は一層公共的に理解可能な語となっていく。このことが示唆するように、言語現象というのは、本来的に、最初から「プライバシー性」と「公共性」の混合であると考えなければならぬのではないか。実際、もしそうでなく、言語は最初は純粹にプライバシーなものだとするならば、果たして私たちはどのようにして言語を習得したのだろうか。言語が完全にプライバシーなものとしたなら、私たち

は実は言語の意味をまったく習得などしていないし、習得などできない、といった自家撞着的な開き直りでもしない限り、この問いに答えることはできないのではないか。

英語や日本語のような特定の言語は生得的に授けられているわけではなく、人々相互の交流を介して習得されていくものである。このことは、いかなる哲学者も事実として認めるだろう。しかし同時に、特定の言葉の意味は人によって微妙に異なっているということ、これも紛れもない事実なのである。こうした否定しようのない事実に鑑みるならば、そもそも「私的言語論」というものが何を意味しているのか、私には完全なミステリーに思われるのである。それは、まったくもって完全なナンセンスなのではないか、と。

たしかに、もし私たちが自分たちが言語的コミュニケーションをしているという事実に関してきわめて懐疑的であつて、むしろそうした事実をぴしやりと否定するというならば、私的言語論が成立するように思えるかもしれない。けれども、すでに示唆したように、こうした物言いは自家撞着に陥らざるをえない。なぜならば、そもそもコミュニケーションの事実に対して懐疑的であるためには、そしてそのことを日本語なり英語なりで表現するためには、公共的に受容されている日本語や英語の文法や語彙に従わなければならないのである。実際、「懐疑的」という言葉が話者のみがプライベートにしか理解できない言葉だとしたら「何々に懐疑的である」という趣旨を伝達できないだろう。

言うまでもなく、私的言語論はワイトゲンシュタインによって最初に議論され批判された、というように一般的に想定されている。ワイトゲンシュタインは、私が述べたのと同様に、私的言語は、それ自体としても、そして私たちのコミュニケーションの事実に対しても、矛盾しているもので、そもそも完璧に不可能である、と示唆していたように思われる。とはいえ、よく知られているように、ワイトゲンシュタインの議論は明晰に一つの考え方を展開するということよりも非常に暗示的なスタイルで展開されているので、彼の議論からなにか結論的な言説を引き出すこ

とはテキスト上困難である。私としては、ワイトゲンシュタインの議論に深く立ち入ることはここでは避けたい。ただ、念のため、さしあたり議論の背景を確認するため、ワイトゲンシュタインの議論の趣旨が垣間見えるような部分を一箇所だけ次に引用しておく。

「誰かが絵を描いて、たとえば、自分が劇場である場面をどのように想像しているかを示そうとしている。そこで私が言う、「この絵は二重の機能を果たしている。この絵は、絵や言葉が何かを伝えているように、何かを他人に伝えている——加えて、しかし、伝達者にとってはその絵は別の種類の表象（あるいは一つの情報）でもある。伝達者にとっては、その絵は自分のイメージの絵なのであって、他の誰にとつてのイメージの絵でもありえない。その人にとって、その絵の私的な印象は、彼が想像しているものを物語っているものであって、それは、そのようなことをその絵が他人に対して物語ることはできない、という意味においてそうなのである」——では、一体何の権利があつて私は、この第二のケースにおいて正しく使用されていたとするなら」て語っているのだろうか。もしこうした言葉が第一のケースにおいて正しく使用されていたとするなら」
(Wittgenstein 2009, Section 280)。

私はワイトゲンシュタインのこうした議論の趣旨について完全な確信は持てないが、おそらく、私の基本的理解ではこのようになる。すなわち、ワイトゲンシュタインの上の議論での第二のケースでは、「プライバシー性」の量が「公共性」の量よりも多いということであつて、しかしだからと言って「公共性」の量は、「表象」とか「情報」という言葉がまさしく自己示唆しているように、ゼロではないこと、なぜなら、そうした言葉は公共的に受容された言語の中の語彙にはかならないからである、ということを示しているのではないか。このような文脈から引き

出されるのは、おそらく、私的言語論というのは崩壊するであろうこと、あるいはもっと正確に言えば、私的言語は、純粹な意味においては、最初からそもそもまったく存在していなかったのだ、ということが明らかになるだろう、ということである。しかし、ではなぜ私的言語論が主題として提起されてしまうのだろうか。もしかしたら、私的言語論を実際に本気で提起した人がいたのだろうか。

3 ロック言語論の亀裂

過去に私的言語論が有意義に成立しようと、文字通りに主張した哲学者は果たして存在したのか（むろん、この場合の「有意義」には自己背馳のフレイバーが暗示されているのだが）。哲学史を多少なりとも知る人々なら、ジョン・ロック、その人こそが真つ先に言及されるべき哲学者だと想起するだろう。実際、ロックこそ私的言語を肯定する典型的な議論を展開した、というのはかなり流通した根深い見解である。とはいえ、ワイトゲンシュタイン自身はロックの名に一切言及していない。ただ、アールとか、フリーユとか、オコナーといった哲学者が、ロックを私的言語論の哲学者だとする理解が流布されるきっかけを作ったと言える。どうして、ロックはこのように理解されるのだろうか。それにはたしかに理由がある。たとえば、ロックが言語論を展開した『人間知性』第三巻の次のような発言を見てみよう。

「人間が抱く思考というのは非常に多様で、しかも、そうした思考から自分自身だけでなく他者も、多くの益と喜びを得るものなのだが、とはいえ、そうした思考はすべてその人自身の胸の内にあつて目に見えず、他者から隠され、またひとりでに露わになることはありえない……人間は、自身の思考を形作る目に見えない

観念 (Invisible Idea) を他者に知られるようにするための、何か外的で可感的な記号を見いだす必要があった。こうした目的にとって、数の多さから言っても、迅速さから言っても、分節音 (articulate Sounds) はど適したものではなかった……私たちは、先に示した目的に本性上きわめてよく適した言葉 (Words) が、人々によって彼ら自身の観念の記号として使われるようになった、そのさまを想念することができらう……そうした言葉は、恣意的にそれらの観念の記号とされる。かくして、言葉の効用は、観念の可感的記号であるということであり、それらが指示する観念こそが言葉の固有かつ直接的な意義 (Signification) なのである」 (E3.2.1.)。

このロック自身の言から、いくつかのことが確認できる。

- 1) 明らかに、ロックは私的言語論に似た議論を提示している。
- 2) 言葉 (words) が最初に「音」 (sounds) として導入されている。
- 3) 言葉が導入されたのは、話者の観念を公共的に理解可能にするためにある。

けれども、実のところ、こうした私的言語論に似た言語観はとくにロックに固有のものではなく、むしろ当時は言語現象を理解するときの、ある種の伝統的な観点でもあったと考えられる。たとえば、ドウソンによれば、アリストテレスの『命題論』、フランシス・ベーコンの『学問の進歩』、デカルトの『方法序説』などに、私的言語論的な言説が展開されているという (Dawson 2003, p.619)。そうした古典的な典拠に限らず、近現代になっても同様な例を挙げることができる。たとえば、ラッセルの論文「論理的原子論の哲学」の中の次の議論を取り上げてみよう。

「一人の人がある言葉を使用するとき、彼がその言葉によって意味することは、他の人がそれによって意味するものと同一ではない。こうしたことは不幸なことである、と言われるのを私はしばしば聞いたことがある。その見方は誤りである。もし人々が彼らの言葉によって同一のことを意味していたとしたら、むしろその方が完全に致命的である。各人の使う言葉の意味の相違がないとしたら、すべての対人交流は不可能となり、言語というものが想像しうる限り最大に絶望的で無用なものになってしまふ。なぜなら、あなたが自身の言葉に宛がう意味はあなたが見知っている対象の本性に依存しなければならぬのであり、そして、違った人々は違った対象を見知っている、彼らの言葉にそれぞれ違った意味を宛てがわれない限り、人々は相互に話し合うことができないからである。すべて同じ意味だとしたら、私たちは論理についてのみ話すべきだということになってしまう……「ピカデリー」という言葉。私たちは、ピカデリーについて見知っているならば、ロンドンに來たことのない人が「ピカデリー」という言葉に宛がう意味とは異なった意味を「ピカデリー」に宛がふ」(Russell 1956, p.195)。

ラッセルのこの議論は、次のことを主張していると解釈できる。すなわち、特定の言葉に対して、話者本人にのみ理解可能な意味が存在しない限り、言語やそれによる会話は不要で無用なものになってしまうだろう、という主張である。明らかに、こうした見方はロック的な思考法に精確に従っていると言える。私自身も、ラッセルのこの議論の趣旨に同意したい。実際、言葉の豊かな可能性は文学作品に現れるが、それは作者や読者の各人異なる想像力による意味付与があつてこそ、価値が生まれるのではないだろうか。俳句などを思い出してほしい。特定の言葉の使用が、その音の感覚とともに、読み手に様々な個人的表象を生じせしめる。その各人固有の想像や表象の広がりこそが、俳句の魅力の本體であろう。そういう点からして、むしろ、ロックやラッセルが示唆する言語観はきわめ

て自然なもののように思われるのである。冒頭に挙げた私の「グダニスク」の例も想起してほしい。⁽²⁾

もし事態がこのようであるなら、ロックの言語論は吟味するに十分値すると言わなければならない。これに対して、もしロックの言語論が私的言語論の畛にはまっついて、それゆえに私たちのコミュニケーションを説明することを不可能にしてしまっていると感じられるとしたら、私が思うに、そうした理解をする人は、たぶん無自覚的に、「プライベート性」と「公共性」とが相互に排反的であると誤って思い込んでしまっているのではなからうか。こうした議論は、ちなみに、自由と必然性の対比とのアナロジーにおいて展開してもよいかもしれない。周知のごとく、自由と必然性は、一見常識的には相互に背反しているように聞こえるが、両者を両立的な仕方では理解することは可能なのである。

では、ロック自身は言語の公共的な側面について、どのように考えていたのだろうか。この点については、実は、テキスト上の事実として、たくさん言説が与えられている。たとえば、典型的なものとして、次の言説を引用しておこう。

「他者との談論においての言語の目的はおもに次の三つである。一人の人の思考すなわち観念を他者に知らせること、第二に、そのことをできるだけ容易にそして迅速に行うこと、第三に、それによって事物の知識を伝えること、この三つである」(E3.1023)。

疑いなく、ロックは、言語というものを、私たちの思考を公共的なものにするためのツールとして捉えていた。たとえばそうした思考が話者の心の中にある内面的な（つまりはプライベートな）ものだとしても、そのことは言語使用によって公共的なものに転じうると考えていたのである。たしかに、私自身すでに示唆したように、純粋な私的言

語などはありません、その意味で、「プライバシー性」と「公共性」は両立可能だと、あるいは両者は混合していると、そう推定される。けれども、「プライバシー性」と「公共性」は両立可能であり混合しているのだ、と単に述べるだけでは済まないだろう。それでは、単なるリップサービスにすぎない。問題は、どのような理論的基盤によって、そのような変換が可能なのか、ということなのである。私的言語なるものは定義的に不可能だと推論されるにもかかわらず、こうした問いが改めて出てきてしまうのは、他者は私の心の中を覗くことはできない、という強力な直観があるからである。「プライバシー性」と「公共性」は両立可能であり混合していると理論的に示すこと、それは、言うは易し行うは難し、である。少なくとも一見した限りでは、ここには、両立しがたい二つの局面をいきなり結びつけてしまうような飛躍があると感じられることは、やはり避けられないように思われる。なにか、亀裂とでも呼びたくなるような、理論的テンションがここには発生していると、どうしても思われてしまう。丁寧な検討が要請されているのである。

4 架橋のロジック

もう一点だけ、ロックが言語を公共的使用のためだと考えていたことを確認しておこう。それは、ロック哲学でのキーワードの一つである「暗黙の同意」(tacit consent)に訴えた議論である。

「すべての言語において、通常の用法は暗黙の同意によって一定の観念を一定の音へと宛がい、その範囲で音の意義は制限され、人がその言葉に同じ観念を適用しなければ、彼は言葉を適切に話していないことになる。また付け足すが、人が使う言葉が、話しているときに表示させようとしている観念と同じ観念を聞き手に対

して惹起させないとするならば、理解可能な仕方では話していないのである」(E32.8)。

むろん、しかし、この発言での「同じ観念」というのは、先に引いたラッセルの議論が論じていたように、字義通りに受け取られるべきではない。厳密な意味では「同じ観念」が共有されることはありえないのである。「同じ観念」にまつわる問題性は後にさらに検討していく。

いずれにせよ、しかし、たとえロックが、表現の上で、私たちの言語が伴わなければならない、ある種の「公共性」について、いかに強調しようと、それだけで問題が即座に解明されるわけではない。ロックは、いま私が引いた発言の直後に、次の発言を付け加えている。

「次のことは確実である、すなわち、人が言葉を使うとき、その言葉の意義は話者の観念に限定されていて、それ以外のいかなるものの記号であることもできない」(E32.8)。

「話者の観念」(his Ideas) という言葉が非常に際立つ。事態がこのようである限り、たとえ私たちは言語の公共的使用に同意していると言われても、それはやや空々しく、すでに述べたように、単なるリップサービスののように聞こえてしまう。そして、言語の本来的かつ純粋な「プライベート性」はいかにしても根絶されえないように感じられしてしまうのである。では、やはり、ロックは真に私的言語論者なのだと理解すべきなのだろうか。

問題は非常にデリケートで困難であり、容易に解答を与えることはできない。それに、そもそも実際、私的言語というものが何を表しているのかを想像するのも困難なのであった。私的言語とは、もしそれが成立しているならば、定義的に他者から学ぶことが不可能な特殊な言語であることになり、それゆえ、(言語ということで日本語や英

語のことを表象するのだとしたら）そうした言語がそもそも可能なのか大いに疑問になる。それは果たして言語と言える代物なのか。それは（哲学的言語論の都合の良い攻撃対象となる）藁人形（藁言語）のようなものにすぎないのではないか。

かくして、私は、この根源的問題に対する解決（解消）への接近法に向けて一歩でも歩を前に進めるのに役立つような、いくつかの観点を探っていくことを目指したい（それくらいが可能な最大限のミッションである）。まずは、次の二点に注意を促したい。

（１）ロックは、話者の心の中の一定の言葉に対応する観念と、他者によるその言葉の公共的な理解との間を架橋させる結合について、果たしてどのように考えていたのか。

（２）人が他者とコミュニケーションするというのは、容易かつ完全に実行可能なのだろうか。

第一の点について、私が理解する限り、ロックの戦略はあつけないほどシンプルである。すなわち、ロックは基本的に「直接的個別知覚」の事例に訴えているように思われるのである。というのも、直接的個別知覚においては、その名前とその名前が指示する観念とが直示的に同定されることができて、話者と聞き手の間でほとんど同じ観念であることに達することが可能だからである。ただ、残念ながら、ロックはこの方向での議論を体系的に展開することはなかった。

ただ、単純観念の名前についてのロックの議論には、いくつかのヒントを見いだすことができる。それを示す部分引用する。

「単純観念の名前は一つの単純な観念を指し示すだけなので、人々はおおむねその意義について容易かつ完全に一致し、その意味について口論などする余地はほとんどない。白さというのは彼が雪やミルクの中に観察

する色の名前だということをひとたび知った者は、その言葉の適用を誤ることはまずない」(E34.15)。

加えて、ロックは話者の心の中の観念と公共的な理解との間の結びつきについて、實在する事物や実体に言及することでも、あるヒントを与えている。次のように言う。

「もし實在する事物について話すときに理解されたいならば、自分の観念を話そうとする事物にある程度は合致させなければならない。さもなければ、人々の言語はバベルの言語のようなものになってしまっだろう。そして、もし言葉が表示する観念が、実体の實在するとおりの共通の現れ方や合致するありように多少なりとも対応していないとするならば、すべての人の言葉はその人自身にしか理解可能でなくなり、もはや会話や日常の用務に役立つことはなくなるだろう」(E36.28)。

これらの発言は、話者の心の中の言葉の意味としての（プライベートな？）観念は、直示的知覚によって、あるいは實在する事物に言及することを通じて、公共的理解と結びついている、ということを示唆している。（ドウソンはこのことを「外部的指示」(external reference)と呼んでいる。）

このことから推すと、おそらく、ロックの戦略としては、「関係」(relations)とか「様相」(modes)などを表示する他の種類の言葉に関する、話者の心の中の観念と公共的理解との結びつきについても、単純観念や実体の場合の議論を拡張させてそれら多種の言葉に当てはめることで説明していこうとしていたのだろうと思われる。というのも、ロック哲学のスキームでは、すべての観念、それゆえすべての言葉は、それぞれ単純観念、単純観念を表示する言葉、によって成立しているはずだからである。

たしかにこうした見解はあまりに素朴すぎる、原初的な見方であり、たとえば「大福主義（功利主義）」といった複雑な言葉の意味を説明するのに成功するというのは信じがたい。けれども、この点をもって、ロックを原始的な言語論を展開した哲学者として批判したり見下したりするのは、まったくもってフェアではない。なぜならば、現代の哲学者でさえ、特定の言葉（たとえば「海」のような単純な名詞だとしても、それ）を使用するときの話者の心の内的で心理的な内容と、その公共的な意味の間の結合について説明できているとは到底言えないからである。

たとえば、私が「犬」という言葉を使うとき、明らかに私はこの言葉を私自身の心理的レベルで他の人々には厳密には理解できない仕方では表現している。それは私自身の、そのときの私に固有の、その言葉の理解の一つの側面である。けれども、この言葉を使って他者とコミュニケーションをとれるということ、それを私はまったく疑わない。たとえば、厳密に哲学的な意味では、なぜコミュニケーションが可能なのか、その機制が依然としてミステリアスなのだとしても、日常的にコミュニケーションの可能性を疑うことはない。間違はなく、ここには「曖昧性」や「クオリア」の問題も絡んでいるが、ここではそれらについての深追いはしない。

5 コミュニケーションの可能性

以上のような議論の流れから、おのずと前節で記した第二の点に視線を向けていくことになる。すなわち、「人」が他者とコミュニケーションするというのは、容易かつ完全に実行可能なのだろうか」という問いである。実際のところ、ロック言語論を理解するに際して、陥りやすい二つの罠、つまり一見そう解釈できそうだけれど誤解である二つの理解がある。(a)、(b)として示す。

(a)「ロックは私的言語論を展開した」。これは正しくない。というよりむしろ、そもそも私的言語論というのが何を

示しているのか、それが明らかでない。よって、ロックが私的言語論を展開したという言説は、実は意味不明に近い。この点はすでに何度も触れた。

(b)「ロックは私たちの言語的コミュニケーションはいつもうまくいっていると前提している」。ロックのテキストを少し読み込んで、ロックがいわゆる私的言語論を受容しないであろうと読解した読者は、逆に、おうおうにしてロックは言語の役割としてのコミュニケーションの重要性を強調する視点に焦点を合わせていると捉える。けれども、これもまたまったく正しくないものである。むしろ、実のところ、ロックは言語的コミュニケーションの可能性について、極端に懐疑的なのである。

この(b)の点について探っていこう。

たしかにロックは、観念のつまりは言葉の意味は話者の心の中にあるという内的ステイタスを有すると主張しつつも、言語の基本的機能を言語的コミュニケーションにおいた。しかし同時に、私たちの言語的コミュニケーションが成功することは希であるとも考えていたのである。では果たして、ロック言語論におけるこうした懐疑的議論についてどのように理解すべきなのだろうか。私の理解の核心を予め述べてしまえば、ロックのポイントは「私たちの言語的コミュニケーションは無条件的に成功するのではなく、私たちの努力や労働に依存するという意味で、条件的にのみ成功するのである」と考える点にある。

ロックの言語についての議論は言葉の三種類、すなわち、「単純観念」(simple ideas)、「実体」(substance)、「混合様相」(mixed modes)をそれぞれ表す三種から成っている。ここで私がロック理解として指摘したいロックの考え方は、こう表現できる。「これらすべての種類の言葉についての私たちの相互的コミュニケーションは確実にはなりえない、それゆえ、私たちはできるだけ正しくお互いを理解するために努力する必要がある」とはいえ、こうした私たち相互の理解可能性には程度の相違がある。単純観念の言葉の理解可能性が最も高く、つぎに実体の言葉、そ

して混合様相の言葉の理解可能性は最も低い、とされているのである。

単純観念を表す言葉について、ロックは次のように述べる。

「私たちの単純観念はすべて、具体的名前だけでなく抽象的名前も持つ。そのうちの抽象的名前は（文法学者の言語で言うと）名詞であり、具体的名前は形容詞である。白さと白い、甘さと甘い、のようである」（E3.8.2）。

すなわち、単純観念を示す言葉は、その意味として抽象観念を含んでいるということである。ただ、私がすでに指摘したように、単純観念を示す言葉は直示可能な単純な知覚に基づいており、それゆえ、私たちにとってそうした言葉が何を表示しているのかについて同意を与えることは比較的容易なのだ、ということである。しかるに、ではロックは、私たちは抽象観念をどのようにして獲得できると考えていたのだろうか。ここで、歴史的にさわめて有名な（バークリの批判とコントラストをなす）ロックの議論を引いておこう。

「抽象観念は、子どもたちやまだ訓練されていない心には、特殊観念ほど明瞭でもないし容易でもない。もし抽象観念が成人たちに明瞭で容易に見えるのだとしたら、それはひとえに、彼らがそれを絶えず使い馴染んだためにそうなるだけのことなのである。というのも、抽象観念について詳細に省察すれば分かるだろうが、一般観念は心が作る虚構であり案出物なのであり、それは難点を伴い、私たちが想像しがちなほど容易には出現しないからなのである。たとえば、三角形の一般観念を形成することはなんらかの骨折りと熟練が要求されないだろうか（require some pains and skill）……というのは、三角形の一般観念は、斜角でも直角でもな

く、等辺でも二等辺でも不等辺でもなく、それらすべてであると同時にそれらのいずれでもないものでなければならぬからである」(E4.7.9)。

こうしたことは、小学校低学年で数の概念を教えるときにたまに発生する事態でも確認することができる。リングやミカンなどの具体物で数を数えていた子どもが、急に、具体的な事物から抽象された数の計算を提示されたとき、思考が付いていかず、意味が分からないという場合がある。抽象観念を使用するには、ある種の訓練が必要なのである。

では次に、実体を表す言葉についてはどうだろうか。ロックにとつて、「実体」は、単純観念の集合からなる複雑観念の一つである。ロックの読み手のほはすべてに知られているように、ロックは、実体の実在的本質 (real essence) は本来的に不可知であり、私たちは特定の実体が何であるかを知るのは実体の唯名的本質 (nominal essence) を通じてであると、そう主張する。

「私たちは、事物の実在的本質を知らないのだけれど、一般語を必要とするので、私たちにできることは、次のことだけである。すなわち、吟味することによって、事物の中に一緒に合一されていて一つの複雑観念を形成すると見いだせるような、ある数の単純観念を集めること、そのことだけなのである」(E3.6.21)。

「私たちが自然の諸実体を種に類別し区別するのは、心が作る唯名的本質に存するのであって、事物自体に見いだされるはずの実在的本質には存しない」(E3.6.11)。

けれども、では、私たちはそうした唯名的本質をどのようにして確立していくことができるのだろうか。次のロックの言が、その点についての彼の考えを余すところなく明確に示している。

「人々は、ある名前によつて表示される何かの種の事物に属する単純概念あるいは性質の正確な数について、互いに一致することからきわめてかけ離れている。実際、それは不思議でもない。なぜなら、自然の中で恒常かつ不可分離的に合一し、同じ主体の内にもいつも一緒に見いだされるはずの、単純概念は何であり、どのくらいあるかということを見いだすのには、多くの時間、骨折り、熟練、厳密な探究、そして長い検討を必要とするからである。ほとんどの人は、このことのための十分な時間、それをしようとする傾向性、勤勉さのどれかを、許容できる程度にさえ及ばず、欠いているので、事物のごく少数の表に出ている外部的現れに甘んじて、生活の日常事のため性急に区別し種別してしまう」(E3630)。

明らかに、ロックのこの論調は、歴史上著名な、「生得概念」に対する彼の徹底した拒絶の議論と厳密に対応している。私たちは、観念を得たり知識を得たりするためには、努力する必要があるのである。

けれども、混合様相の唯名的本質と比較した場合は、事態はやや異なってくる。実体の唯名的本質の作成には一定の制限が掛かっているのである。

「こうした諸実体の唯名的本質は心によつて作られるものであるとは言え、混合様相の唯名的本質ほど恣意的に作られるわけではない……心は、諸実体の複雑観念を作るとき、ただ自然に従う。そして自然の中で合一されていると想定されないものは決して一緒にしない。誰も、自分の頭を妄想で満たし、自分の議論を理解

不可能な言葉で満たすのでない限り、羊の声と馬の姿とを連結させたり、鉛の色を金の重さや固さと連結させたりして、なんらかの実在の実体の複雑観念とすることはしない」(E3.6.28.)。

6 混合様相の創造

さて、では混合様相そのものについてはどうだろうか。ロック言語論の中で混合様相に対する明確かつ決定的なポイントは、「混合様相と関係の名前について」と題された『知性論』第3巻第5章の冒頭の節タイトルに簡潔に言表されている。それらはこうである。

S.1.「それらは、一般名と同様に抽象観念を表示する」

S.2.「第一に、それらが表示する観念は知性によって作られる」

S.3.「第二に、恣意的に、そして範型なしに、作られる」

たとえば、混合様相ということの意味されるのは、新たに発明・考案された(コンピュータとかDNA細胞とかビットコインなどなどのような)機器や道具か、あるいは新たに発見・提案された(尊属殺人とか間接正犯とか大福主義とかリタリアニズムとか不確定性原理などのような)概念や理論である。すなわち、混合様相については、発見とか自由な創造という要素が圧倒的かつ強調的にハイライトされているのである。

「心は一つの名前によって諸観念を一緒に束ねる。もしこの作業の際に心がどのように進み、どのような自由

を行使するかについて吟味したなら、混合様相の種のそれらの本質がいかに心の作品 (the Workman hip of the Mind) であるかを、私たちは即座に見て取るだろう。そしてその結果、そうした混合様相の種そのものが人々が作ったもの (Men's making) であることも見て取るだろう」(E3.5.4.)⁽³⁾。

「混合様相のこうした種は知性の製作品 (the Creatures of the Understanding) なのである」(E3.5.6.)。

しかしながら、もし混合様相の観念がこのように理解されているのだとしたら、混合様相の名前の意味 (すなわち観念) は発明者あるいは創造者にのみ属することになるように思われる。だとしたら、そうした混合様相を表示する言語は「私的言語」と呼ばれるのがふさわしいのではなからうか。一体どうやってそれら混合様相の名前の意味を他者が学ぶことができるのか。しかし実際、ロックは混合様相の名前の意味を明晰化することに対して、きわめて懐疑的なのである。そのことを明確に示す箇所を、少し長いが、きわめてクルーシアルなので引用する。

「混合様相の名前が通常学ばれる仕方、その意義が疑わしいという事態に少なからず拍車を掛けている……混合様相、とくに中でも最も重要なもの、すなわち道徳の言葉については、その音が最初に学ばれ、それからその音がどのような複雑観念を表示するかを知るため、他人の解明の世話になるか、あるいは (それがたいていの場合起ることだが) 自分自身の観察と勤勉 (their own Observation and industry) にまかせるか、いずれかとなる。しかしこういったことは、名前の真なるそして精確なる意味の探究に向けられることはない。あるいは、⁽⁴⁾ ですから、こうした道徳の言葉は、ほとんどの人々の口にあつては、単なる音以上のものではない。あるいは、それが何かの意味を持つときでも、それはほとんどの場合、非常にずさんで不確定な、したがって不明瞭で

混乱した意義なのである。また、人並み以上の注意をすることによって自分の思念を定着させた者ですら、次のような不都合をまず免れない。すなわち、そうした者がそれらの言葉に表示させようとする複雑觀念が、他の知力があり勤勉でさえある人々がその言葉をその記号とさせようとしている複雑觀念と異なっている、という不都合である」(E3.9.9)。

そしてロックは、こうした事態を的確に示す表現として、次のラテン語の命題を提示する。

「*Si non vis intelligi, debes negligi*」(E3.9.10)「自分が理解されるように努力しなければ、無視されるのは当然だ」。

明らかにロックは、かなり辛口な口調ではあるが、私たちに對して、最初の話し手であろうと、それを受ける聞き手であろうと、混合様相の觀念を創造するために、そしてそれを理解するために、努力することを要請している。このことは、ロック的混合様相の例とした、私が先に言及した大福主義とか²⁵細胞とか、そうしたものを思い出せば、きわめて筋が通った物言いであることが分かる。ペンサムやミルやシジウィックやシンガーのような哲学者たちは刻苦勉勵を重ねて大福主義の理論を考案していったに違いないし、山中伸弥教授もまた²⁶細胞の作成のときにはそうであつたに違いない。そして同時に、それらの理論について研究する側の人々も、努力してそれらを学ばなければならぬ。さもなければ、そうした人々は深刻な誤解をしでかしたり、(医療従事者の場合には)医療ミスを犯しかねないだろう。ロックは次のようにも警告する。

「人々は、揺りかごに在る時代から、容易に得られて保持されるような言葉を学ぶのに慣れ親しんでしまふ。それは、言葉が結びつけられる複雑觀念を知ったり、そうした觀念を形成したりする前から、そのようなのである……人々は普通は一生涯にわたつてそのようにし続ける。確定された觀念を心の中に定着させるのに必要な骨折りをせずに、人々は自分たちの持つ不安定で混亂した思念に言葉を宛がい使用する……けれども、このように言葉が無意義であることにより、人々が自分の主張あるいは利害のいずれかについて筋道たつて議論する段になると、明々白々に、おびただしい空虚で理解不能な騒音やたわ言で自分たちの論議を充満させることになってしまう。とりわけ、道德的問題においては、大部分の言葉が、自然の中では規則的かつ恒久的に合一されていらない恣意的な多数の觀念集合を表示しているので、その単なる音だけがしばしば考えられるいは少なくとも、そうした音に結びつけられた不明瞭で不確実な思念だけが考えられることになっていくのである」(E3:10.4)。

「大福主義(功利主義)」という言葉が、すでに先に述べたように、世間においていかに恣意的に使用され、お門違いの批判に曝されていることに照らせば、ロックの辛辣な警告はまさしく耳に痛い。利己主義との区別さえつせず、お金儲けのことを意味しているかのごとく語られるとき、「大福主義(功利主義)」という言葉は、まさしく、内実の安定性をもたない、ただの音のごとしである。

7 労働所有権論とのつながり

ことここに及べば、以上のようなロックの議論の道筋は、まことにびつたりかつ厳密に、ロックの『統治論』第

二論文にて展開されている所有権論に対応していると解釈することは、きわめて自然な道行きであろう。ロックの読者にとって、この対応関係はあまりに明白で、疑う余地はない。ロックによれば、私たちが何かに対して所有権 (property rights) を持つというのは、少なくともその最初は、それを生み出したり創造したりする労働や努力に根拠づけられていなければならない。怠惰な人々は何かを所有するということを正当化することができず、結果的に(飢餓や疾病によって) 害されるのである。これと同様に、言葉を案出したり、創造したり、理解したりすること、とりわけ混合様相の言葉を案出したり理解したりすることもまた、上で見たように、私たちの努力や骨折りによって確立されるべきものである。怠惰な人々は誤解や医療ミスをしでかしうるし、結果的に害されたり信頼性を失ったりするのである。こうしたロックの労働や努力を重視する見方は、おそらく、当時のビュリタニズムから影響を受けていたのだと思われる。

いずれにせよ、ロックの労働所有権論は、「私的所有」 (private property) をどのように正当化するかについての歴史的に著名な議論である。あまりに有名な一節を引く。

「すべての人間は自分自身のパーソンに対する所有権を持つ。これについては本人以外の誰にもいかなる権利も持たない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。したがって、自然が供給し、自然が残しておいた状態の中から彼が取り出すものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、そのものに彼固有のものを結びつけたのであって、それゆえそれを彼自身の所有とするのである。それは、自然が設定した共有の状態から彼によって取り出されたのであるから、それには、彼の労働によって、他の人々の共有を排除する何かが付加されたことになる」 (T2.27)。

一方で、たしかに、すでに以前に引用しておいたように、ロックは、観念あるいは観念に伴う思考について「そうした思考はすべてその人自身の胸の内にあつて目に見えず、他者から隠され、またひとりでに露わになることはありえない」(B2.1.)と宣言していたのである。「プライベート性」が指示していることが、ウィトゲンシュタインが攻撃しような、何かミステリアスで理解不可能な事態ではなく、むしろ一人称に属するある種の状態のことにすぎないと理解できるならば、その限りでは、ロックは言語というものを何かプライベートなものであると見なし、ていたと言つて間違ひではないだろう。

しかし他方で、ロックは、言葉(とりわけ混合様相の言葉、なかでもさらには道德の混合様相の言葉について)を考案したり理解したりすることは、私たちの努力を要求し、骨折りを要求すると、いく度となく強力に主張している。しかるに、ロックは、私たちの労働に訴えることによって、彼の私的所有論を展開していたのであった。

これらのことをすべて総合的に考慮するならば、私が提示したい捉え方は、

ロックの言語論を、私たちの言語や言葉の意味を一種の私的所有として理解する議論として解釈する

というものである。もちろん、ここでは「物的所有(物的財産)」(real property)と「知的所有(知的財産)」(intellectual property)との概念的区別をしっかりと考慮に入れなければならない。なぜなら、言葉の意味に対する私的所有を、土地や家や自動車や本などへの物的所有と見なすことは端的に不可能だからである。だとすれば、こう考えるしかない。すなわち、「知的所有」、それこそがロック言語論において本質的に問題となつてゐるのだ、と。

けれども、それでは、ロック自身は知的所有あるいは知的財産について、どのように考えていたのだろうか。こ

のことについて、ロック自身の発言に言及する必要があるだろう。シフリンがこの点について指摘している。それは1662年の認可条例の更新についてである。ロックは、その著作権条文に対して、それは刊行者に独占権を許すことになり、学者たちが「最上のラテン語の著者たちの真実の素晴らしい書籍の写し」(Shiffin 2001, p.154)を得ることを妨げるということを根拠にして、強く反対したのである。ロックは言う。

「刊行後すでに50年も経ったいかなる本について、誰も特定の権利を持つべきではない。誰であれ、他の人々同様、それを印刷する自由を持ちうる。というのも、このような固定的な権限を刊行者に認めてそれ以外の人々の自由を阻害することによって、多くの素晴らしい書籍が結局は失われてしまうからである。それに、書籍出版組合が適切だと思ふときに古典的テキストを印刷するのと同様には、私はそれを印刷できないとする、いかなる自然的理由も存在しない。誰に対しても、それらを印刷する自由を認めることこそが、間違はなく、そうした古典的書籍を一層廉価で一層良いものにする方法なのである」(The Life and Letters of John Locke 1972, p.205)。

さて、では、このロック自身の発言のゆえに、ロックは知的所有権(知的財産権)を拒否している、あるいは少なくとも、知的所有権についてネガティブである、と理解すべきだろうか。決してそうではないだろう。なぜなら、ここに引用したロック自身の発言は、あくまで、すでに刊行後50年以上が経過したような古典的な書籍についてだからである。

8 知的所有としての言語

知的所有権（知的財産権）の概念は、ほとんどつねに、いろいろな意味において激しい論争の的となる。

- 1) 知的所有権の概念をどのように正当化できるかはまだ決着していない。
- 2) にもかかわらず、大まかに言って、世界中のほぼすべての国でこの概念を受容している。
- 3) それゆえ、知的所有権を侵犯しているように見える行為に対して、私たちは道徳的非難を浴びせる傾向にある。
- 4) しかしながら、私たちは同時に、知的所有権は時間的スパンに関して制限された意味においてのみ正当化できるものであって、そうした制限なしに正当化はできない、ということも容認している。

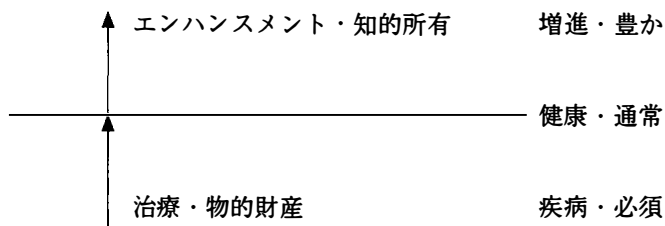
たとえば、ウィリアム・フィッシャーによれば、今日の文脈で、知的所有についての理論的諸著述の中で支配的な見解として、四つの観点がある、とされる（Fisher 2001, p.173）。すなわち、①大福主義（功利主義）、②労働理論、③パースナリティ理論、④社会計画理論、の四つである。私はここで、このそれぞれについて詳細に吟味することはしない。けれども、明らかに確認できるポイントの一つは、ロックの「私的所有権」論は知的所有権の概念にきわめてうまく適合する。とりわけ上の四つの観点の内の②と③に関しては大変良く適合するという、この点である。

けれども、ロックの議論に沿う形で知的所有権を正当化する可能性については、いくつかの反対論がある。代表的な反対論の一つはシフリンによって提示されたものであろう。彼女は、ロックの所有権論を解釈するに当たって、大変ユニークなことに、労働によって確立されるように一見見える私的所有権ではなくて、ロックの所有権論についての議論の最初に仮定されている「共同所有」（common ownership）に焦点を当てる。彼女はここを強く読み込む自身の見方を「共同所有テーゼ」と呼ぶ（Shiffrin 2001, p.143）。このテーゼに従うと、「労働」は実は単に補助的な役割をしているにすぎない。ロックの記すような「そうした占有とそれによって発生する労働は、土地の潜在的な

産性を現実化するのに、非常に実効的で一層効果的なのである」(ibid.)。つまり、労働は、神によって共有のものとして与えられた土地などの有効性を高めるという役割を果たすのであって、私的所有を正当化するものではない、と理解するわけである。

それゆえ、シフリンの観点からすると、「物的財産とその有効使用についての仮定と対比的に、知的作品がすべてに渡って効果的に使用されるかどうかは、一般的に共通使用に依存するのであって、排他的でプライベートな使用によるのではない。もし世界が認可したものを効果的に個人使用することが、ロックの所有についての議論を促進する価値なのだとしたら、知的生産物を自由にかつ共通に使用することが、そうした効果的な個人使用に貢献するということになるのだから、こうした種類の所有は、強い権利として現れるプライベートな占有に抗うものになるように思われる」(Shiffrin 2001, p.166)。要するに、ロックの所有権論は、実は排他的な私的所有を正当化するものではなく、あくまで、労働という副次的契機を媒介して、共通財産をより価値のあるものにしていくとする議論であって、それゆえ、知的所有権の概念が排他的な個人的所有権を意味するならば、ロックの議論は知的所有権概念には適用されない、とする議論である。通説に反する、かなり大胆な解釈であると言えるよう。

正直、私はこうした論争に関して結論的なことを述べるのは躊躇う。おそらく、ここで鍵となる論点は、物的財産と知的所有との区別をどのように再理解するか、という点にあるのだろう。詳しい議論展開はまだできないが、さしあたりの私の考えをスケッチ的に記せば、この区別を、医療倫理の文脈における「治療」(cure)と「エンハンスメント」(enhancement)の区別とのアナロジーで(大まかな形では)理解することができるのではないかと感じている。次の図のように例解してみる。



「治療」は健康な生活に戻るために不可欠である。同様に、(衣食住のような)「物的財産つまりは物的私有財産」は、私たちが生活するために必須である。この両者は、いわばマイナスをゼロに戻す営為である。それに対して、(美容整形や人間の生殖細胞に対するゲノム編集などの)「エンハンスメント」は私たちが当座生活するのに不可欠である

とは言えない。同様に、(概念や理論や手法の創出などに対するような)「知的所有権」は、私たちがいままでのように生活する分には必須であるとは言えない。車の自動運転技術や⁵⁾細胞による心臓病治療などは過去には存在しなかったものであるから、それらがなくても、さしあたり私たちはいまままで同じように生活できる。このように、「エンハンスメント」や「知的所有」は、いわばゼロからプラスに進もうとする営為である。

加えて、おそらく、いわゆる「ロック的但し書き」(Lockean proviso)あるいは「自然法」が、「プライベートな知的所有権」がそれぞれのケースで許容されるべきなかどうか、についての基準として機能しうるのではないか。つまり、「ロック的但し書き」とおおまかに解される「十分性限定」(enough and good condition)と「浪費制限」(waste condition)、および、自然法が命ずる「自己保存」(self-preservation)と「人類保存」(preserving all mankind)に照らして、「物的財産」の場合と同様に、「プライベートな知的所有権」に対しても適用範囲を制限できるように思われるのである。

たとえば、大福主義のアイディアを所有することは「ロック的但し書き」をクリアするし、同時にそのアイディアは人類保存を促進(エンハンス)する。それゆえ、大福主義のアイディアを提起した者には、それに対する「プライベートな知的所有権」が与えられることが部分的には許容される。しかし同時に、そうした許容は、人類がさらに良い状態で保存されることを妨げないように、一定の制限が加えられる。

いずれにせよ、暫定的な結論を示して論を閉じたい。ロック言語論における言葉の意味は、知的所有権の概念と結びつきうる理論的ポテンシャルティを有している。このことは、大福主義のような理論的概念に限らず、たとえば、単なる風景を見ていて、それを言葉にして表現したときにも当てはまる。むしろ、そうした表現が詩歌の場合には知的所有権がそこに発生しうる構造になっていることは理解しやすいが、そうではなく、何の芸術性もたないし意図していない(何してたの)という家族からの問いに応じる場合のような)単なる会話や報告の言葉でもそう

なのである。なぜなら、そうした言葉による報告は、もしかしたら、場合によって、なんらかの目撃情報にもなりうるポテンシャルティを本性的につねに胚胎させているからである。そして、実際にそれが目撃情報として照会されるときには、報告者はきちんとまとまった文にしようと努力するわけだし（労働所有権論を想起せよ）、そうした目撃情報は金銭的報酬にもつながりうる。つまり、ある種の所有権なのである。ただし、いつでも、とりたてて所有権というほどの価値が顕在化するわけではない。ほとんどの言葉は、所有権になるポテンシャルティがあると言っても、泡のように時とともに消え去ってしまうのである。

以上の敷衍を踏まえて、強い述べ方で閉じよう。ロック言語論における言葉の意味は、経済的価値や社会的価値をさしあたり脇に置く限り、つねに「プライベートな知的所有権」の潜在的・可能的対象と見なされうるのだ、と。

*本論考は、2018年12月14日に龍谷大学で開催された「龍谷哲学会」での発表、および2019年9月11日に英国Oxford大学St Peter's Collegeにて開催された日本イギリス哲学会海外部会(UK-Japan Special Conference: Aspects of Early Modern British Philosophy)での発表、に基づいている。また完成途上だが、一つのステップとして、ここに発表したい。それぞれの研究会議において貴重な質問をくださった方々に感謝したい。

注

- (1) とはいえ、だからといって「トロリー問題」のような究極的選択を迫る問題が八方丸く収まる形で解決されるわけではない。しかし、それは義務論的な立場を取ったとしても、同じことである。ちなみに付け加えれば、「トロリー問題」は単なる思考実験である、として重視しない人も多いが、それは誤りである。米国による広島・長崎の原爆投下の正当化理論も、結局は、20万人以上の爆死が発生したとしても、原爆投下をせずに日本が戦争を続けていった場合のもっと多くの死者と比較したならば、原爆投下の方がよい、と

いう理論であり、「トロリー問題」と構造は同様である。また、自動車を法的に許可している私たちの社会における理屈もまた同様である。日本に限っても、自動車事故による死亡は年間3000人を超える。自動車はある意味で凶器である。けれども、自動車がなかった場合には、救急車も消防車もなく、バスもタクシーもなく、それによって失われるいのちは年間3000人ではきかない、ということでは自動車は許可されているのだろう。「トロリー問題」を極端な思考実験と見なして真剣な考察の目を向けないとしたら、それは学問的怠慢である。

(2) 私がここで「ピカデリー」や「グダニスク」といった固有名に言及しながら焦点を当てようとしているのは、その指示対象は何かといった意味論的問題性ではないことに注意していただきたい。私はむしろ、言葉や音を知覚したときに各人が抱く心的表象、なにか「クオリア」に似たもの、それに目線を注ぐようにしているのである。

(3) もしかしたら、こうした混合様相はいわゆる「メレオロジカルな和」(merological sum)と親和的かもしれない。

(4) 今日では「知的財産」と表現することが一般的だが、ロックの所有権論との絡みでこの問題を論じるため、本論文では「知的所有」と表記する。内実はまったく同じである。

参考文献

- Astworth, E. J. 1991. 'Locke on Language'. In *John Locke: Critical Assessments* Vol. IV, ed. R. Ashcraft. Routledge. 235-258.
- Dawson, H. 2003. 'Locke on Private Language'. *British Journal for the History of Philosophy* 11:4, 609-637.
- Fisher, W. 2001. 'Theories of Intellectual Property'. In *New Essays in the Legal and Political Theory of Property*, ed. S.R. Munzer, Cambridge University Press. 168-199.
- King, P. K. 1972. *The life and letters of John Locke: With extracts from his journals and common-place books. With a general index* (Philosophy and religious history monographs, 93). B. Franklin.

- Locke, J. 1960. *Two Treatises of Government*. ed. P. Laslett, Cambridge University Press. 「用は」ト略記した上で、論文数・節数によって示す。邦訳『統治二論』、加藤節訳、岩波文庫、2010年
- Locke, J. 1975. *An Essay concerning Human Understanding*. ed. P. H. Niddich. Oxford University Press. 「用は」Eと略記した上で、巻数・章数・節数によって示す。邦訳『人間知性論』(一)～(四)、大槻春彦訳、岩波文庫、1972年～1977年
- Russell, B. 1956. *Logic and Knowledge*. George Allen & Unwin.
- Shiffin, S. V. 2001. 'Lockean Arguments for Private Intellectual Property'. In *New Essays in the Legal and Political Theory of Property*, 138-167.
- Wittgenstein, L. 2009. *Philosophical Investigations*. translated by G.E.M. Anscombe, P. M. S. Hacker, and J. Schulte, revised 4th edition by P. M. S. Hacker and J. Schulte, Wiley-Blackwell. 邦訳『哲学探究』(ワイトゲンシュタイン全集8)、藤本隆志訳、大修館書店、1976年